四国電力株式会社の電気料金値上げ許可申請に係る「国民の声」への提出意見

高知県生活協同組合連合会 代表理事会長 井垣政利

1. 前提として

電気料金値上げは、家庭で使用する電気の料金の負担増だけでなく、商品や製品の価格に反映される形で最終的に消費者の負担となっていくと考えられます。消費税率の引き上げが決まった今、さらに電気料金が値上げされることは家計を一層圧迫するものとなります。また、自由化部門での値上げは四国の中小企業の経営に大きな打撃となり、地域経済全体に影響を与えることが予想されます。しかし、電気エネルギーは現代の暮らしにとって不可欠のものであり、かつ、国民は電力会社を選択することはできません。このような公共性を考えると、電気料金は、電力事業者による経営の効率化とコスト削減および将来の事業の方向性について、国民の理解と納得が十分にされたうえで設定されるべきものであると考えます。

2. 消費者への情報公開やコミュニケーションについて

(申請書類参考資料(4)「電気料金の値上げ申請について」の中の

「10. 値上げに係るお客様へのご説明【規制部門】」)

消費者が電気料金制度について情報を得、意見を反映させるのは、消費により健全な社会の発展を支えていくうえで大切な権利です。しかし、複雑な電気料金の仕組みを理解するのは消費者にとって簡単ではありませんし、今回の申請に当たって、四国電力から一般家庭に配布されたリーフレットや、公表されている資料から、四国電力による経営効率化とコスト削減の努力が十分であるかを正確に評価することは多くの消費者にとって困難だと思われます。利用者に対して、さらに情報公開やコミュニケーションを進め、理解と納得を得ることが必要であると考えます。

3. 資産やコストの評価について

(同 「1. 当社の経営状況」「5. 原価の内訳」等)

電気料金の値上げの必要性の根拠とされる四国電力の資産状況を査定するに当たっては、四国電力株式会社単体ではなくその子会社および役員を派遣している関連企業の総体で見て、企業としての体力を査定することが必要と考えます。また、原価算定におけるコストの面では、競争入札率の向上による調達コスト削減努力は十分であるか、役員報酬や人件費は全国の平均との比較ではなく四国での平均水準と比較して妥当であるか等を評価する必要があると考えます。

4. 原子力発電への依存について

(同 「5. 原価の内訳 (燃料費)」その他)

申請では、伊方原発 3 号機の再稼働を前提としたものとなっていますが、福島の原発事故の検証が完了していないこと、使用済み核燃料の処分方法が確立されていないことなどから、原子力発電について消費者が安心して暮らすことのできる「安全の確保」はまだ十分ではないと考えます。これらのためのコストを考慮すると原子力エネルギーは莫大なコストをはらんでいます。また、エネルギー資源としても有限なものであり、日本のエネルギー政策全体が原子力発電に依存しないものに転換することが必要であると考えます。